

質 疑 応 答 書

事業名 広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務

基本仕様書等の 項目	質 問	回 答
事務センター業務	・申請者からの確認書等の具体的な送付先は、協議の上、決定とのことですが、広島市内に確保する事務処理センターを送付先にすることは問題ないでしょうか。	・申請者からの確認書等の送付先は、個人情報保護等の観点から私書箱を想定しているところですが、確認書等の書類の管理（書類の受取や保管、事務センターでの管理等）を適切に行い、個人情報の管理等を確実にできるのであれば、差し支えありません。
再々委託	・システムの部分（データベース、オンライン申請システム）について、再委託を検討していますが、再委託先 A 社からその A 社の子会社、または完全子会社に再々委託することは問題ないでしょうか。	・広島市委託契約約款に記載のとおり、本市の承諾があれば差し支えありません。なお、個人情報取扱特記事項の内容についても確実に順守させてください。
事務センター業務	・「支給決定等に関する通知書」は、プッシュ型方式（約 72,900 人）を除く、確認書方式、不足額給付Ⅰまたは不足額給付Ⅱの申請書の方に対して送付するという理解でよろしいでしょうか。	・支給決定に関する通知については、お見込みのとおりです。ただし、振込不能後の再振込に係る支給決定変更通知書や必要に応じて不支給決定通知書を送付することなども想定しています。

・当初調整給付に係る実績	・前年度の調整給付を実施した際の、コールセンターへの月毎の入電件数と確認書の受付件数を参考にお示しいただけますでしょうか	・以下のとおりです。 (月毎の入電件数) 令和6年 5月：約200件 6月：約700件 7月：約10,800件 8月：約4,600件 9月：約2,600件 10月：約2,500件 11月：約900件 12月：約500件 令和7年 1月：約600件 2月：約500件 3月：約400件 (確認書受付件数) 令和6年 7月：約44,000件 8月：約12,000件 9月：約10,000件 10月：約9,000件 11月：約1,000件
---------------------	---	--

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。